

老人保健施設あおかげ苑
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 老人保健施設あおかげ苑（以下「当施設」という。）は、要介護または要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」と総称する。）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、この約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が通所リハビリテーション利用同意書を当施設に提出したのち、令和 年 月 日から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーションを利用することができるものとします。但し、本約款、別紙2（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合をのぞきます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引

き取っていただくことができます。

- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 利用者または身元引受人からの請求があったときは、当施設は請求があった者に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします(本条第2項の場合も同様とします)。
- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
 - 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
 - ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1カ月分以上滞納しその支払いを、督促したにもかかわらず2週間以内に支払われない場合
 - ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用

者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

- 第6条 利用者又及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーションサービスの対価として、別添の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、利用者又は身元引受人に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日頃に送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は原則口座振替とし、やむを得ない場合は振り込み、現金支払いとなります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人に対して、領収証を発行します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえこれに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認めた場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体的拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体的拘束等を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の使用目的を別紙3の通り定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等。）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により診察が必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、身元引受人に対し緊急に連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当職員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛ての文書で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 通所リハビリテーションの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(事故発生時の対応)

第13条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。
- 4 当施設は、事故が発生した時またはそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備するとともに、事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。

(感染症対策)

第14条 当施設は、施設における感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。

- 2 当施設は、対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るとともに、職員に対して、感染症または食中毒予防及び蔓延の防止のための研修を定期的を実施します。
- 3 前2項のほか、別に厚生労働大臣等が定める感染症または食中毒が疑われる際の等に関する手順に沿った対応を行います。

(褥瘡防止と対策)

第15条 当施設は、利用者に褥瘡が発生しないよう適切な介護サービスの提供に努めます。

2. 当施設は、褥瘡発生を防止する体制を整備します。

(通常の事業の実施地域)

第16条 因島島内

(利用契約に定めのない事項)

第17条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1> 老人保健施設あおかげ苑のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 老人保健施設あおかげ苑
- ・開設年月日 平成11年8月
- ・所在地 尾道市因島中庄町字大山1032番地の1
- ・電話番号 0845-26-2233・ファックス番号 0845-26-2232
- ・管理者 鈴木 敏秋
- ・介護保険事業所番号 (3451380012)

(2) 老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[老人保健施設あおかげ苑の運営方針]

1. いつも明るく家庭的な雰囲気を保ち、安心して利用できる施設とする。
2. 入所者の自立を支援し家庭復帰できるように、医学的管理下のもと看護、介護、機能訓練等を行う。
3. 家庭や地域との結びつきを重視し、市町村及び関連機関との連携等を密にする。

(3) 施設の職員体制（通所リハビリ）

管理者（医師）1名（老健兼務）

管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。また、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学対応を行う。

理学療法士・作業療法士 1名以上（老健兼務）

理学療法士・作業療法士は、医師や看護師と共同してリハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。

介護職員 3名以上

介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

(4) 利用定員等

通所リハビリテーション定員 25名

参考：入所定員 80名（短期入所療養介護含む）

療養室 個室 12室 2人室 8室 4人室 13室

2. サービス内容（あおかげ苑全体のサービス内容を示しています。）

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ⑤ 介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ⑥ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
- ⑦ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑧ 医学的管理・看護
- ⑨ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑩ リハビリテーション
- ⑪ 相談援助サービス
- ⑫ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑬ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑭ 理美容サービス（通所サービスではご利用できません。）
- ⑮ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、ご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名 称 因島総合病院

住 所 尾道市因島土生町2561

また、利用者の主治医やかかりつけ医等への連絡も致します。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、身元引受人に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、利用者が別に準備するもののほかは、原則として、施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。
- ・飲酒等嗜好品は原則として禁止とします。
- ・火気の持ち込み、取扱いは一切禁止します。
- ・食品、所持品、備品等の持ち込みについてはご遠慮いただきます。

- ・金銭、貴重品の管理は行いません。
 - ・通所リハビリテーション利用時に使用する医薬品は、現在ご家庭で使用しているものをお持ち下さい。
 - ・当苑内での宗教活動はご遠慮下さい。
 - ・ペットの持ち込みは一切禁止します。
5. 非常災害対策
- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓 他
 - ・防災訓練 年2回
6. 禁止事項
- 当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「金品の收受・貸借、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
7. 要望及び苦情等の相談
- (1) 施設内の相談窓口
- 要望や苦情などは、担当介護職員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。
- (担当：担当介護職員 村上 陽子 Tel 0845-26-2233)
- また、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、要望や苦情等がある方は、お気軽にご相談下さい。
- (担当：支援相談員 戸川 純 Tel 0845-26-2233)
- さらに、ご相談、苦情等については、次の第三者委員に直接申し込むこともできます。
- 井川 公雄 (Tel 0845-24-1411)・村上 充良 (Tel 0845-22-5312)
- (2) 介護保険者・国保連 (各都道府県国民健康保険団体連合会)
- 介護保険等に関する相談窓口は各市区町村の保険者や、国保連でも受け付けています。
- 尾道市苦情相談窓口 Tel (0848) 38-9440
 広島県国保連苦情相談窓口 Tel (082) 554-0783
8. 実習生の受入等
- 当施設では、介護福祉士・社会福祉士・作業療法士・ヘルパー等の実習の受入を行っています。その際には、個人情報取り扱いについて十分な配慮を行いますので、ご了解下さい。
9. 写真の広報紙への掲載について
- 当施設では、広報紙やホームページ等で苑内での行事の様子を掲載するために利用者個人の撮影した写真を使用させていただきます。掲載について不都合がある場合は予め申し出下さい。
10. その他
- 当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。

<別紙 2 >

通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証等の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証等を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 別添利用料金表を参照して下さい。

(2) 利用のお支払方法

別添利用料金表の料金・費用のうち、後日清算することが適当なものについては、1ヶ月毎に計算し、ご請求します。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、原則として利用日数に基づいて計算した金額とします。)

お支払方法は原則として金融機関口座からの自動引き落とし(毎月26日)とさせていただきます。つきましては契約時に所定の「預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入の上ご提出下さい。

なお申し込みされてから引き落としが開始されるまで数ヶ月かかりますので、それまでは下記のご対応をよろしくお願いいたします。

①指定銀行口座への振込み

銀行・支店名：もみじ銀行 因島支店

口座番号：3034612

口座名義：社会福祉法人あおかげ（シャカイフクシホウジンアオカゲ）

理事長 村上 祐司（リジチョウ ムラカミ ユウジ）

②窓口で現金支払い（日曜・祝日はお取り扱いできません）

老人保健施設あおかげ苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究
 - －当施設において発行される広報誌への写真の掲載等

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供